

様式4

法人名: 国立美術館

平成30年度第3四半期 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益社団法人上野法人会	年会費(10~3月)	3,600	1法人月額600円	11月30日	上野法人会は、地域社会への貢献、社会の健全な発展に資する各種事業を実施している。 当該法人会に加盟することにより、地域との連携を図るとともに、当該法人会が主催する会議を通じて美術館の活動の周知及び展示会の広報を行うことができ、同等の普及活動を自ら行うより経費の抑制及び業務の効率化につながることから、会員として加盟し、会費を支出している。	公社	都道府県所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。